

公告 第11号
令和4年11月1日

被保険者 各位

ロートグループ健康保険組合
理事長 瀬木 英俊



任意継続被保険者の標準報酬月額の特

健康保険法第四十七条第1項第二号に規定する令和5年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和4年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることとなっており、下記のとおりであるので公示します。

記

- 1 健康保険法第四十七条第1項第二号の規定による前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額

平均標準報酬月額：383,094円

- 2 上記1の額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額及びその適用年月日

標準報酬月額：第26級 380,000円

適用年月日：令和5年4月1日

以上